



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月24日水曜日 第1520号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例.....	1
知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、退職手当、 旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例...	3
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	3

条 例

○愛媛県条例第64号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「第23条第 3 項」を「第23条第 2 項」に改め、同条第10項第 3 号の 2 を削り、同項第 4 号を次のように改める。

（4）職業に就いたものについては、就業促進手当

第10条第11項中「第57条」を「第56条の 2 」に改め、同条第12項中「又は第 3 号の 2 」を削り、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「第10条の 3 」を「第10条の 4 」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の 1 項を加える。

13 第10項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 2 項又は第10項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 2 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

（1）雇用保険法第56条の 2 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

（2）雇用保険法第56条の 2 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附則第30項中「第15条に規定する」の下に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第 136 号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の」を加える。

附則第31項中「、第 6 条の規定にかかわらず」を削り、「100 分の 110 」を「100 分の 104 」に改める。

附則第32項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改め

る。

附則第34項中「平成10年10月21日に」の下に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の」を加え、「事業団」を「旧事業団」に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第 136 号）」を「同法」に改め、「引き続き」の下に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第 180 号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の」を加え、「公団」を「旧公団」に、「引き続き公団」を「引き続き旧公団」に、「事業団」を「旧事業団」に、「及び公団」を「及び旧公団」に改め、同項ただし書中「事業団又は公団」を「旧事業団又は旧公団」に改める。

（愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「及び第 6 条」を削り、「100 分の 110 」を「100 分の 104 」に改める。

附則第 6 項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改める。

附則第 7 項中「、第 5 条の 2 及び第 6 条」を「及び第 5 条の 2 」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 1 条中愛媛県職員退職手当条例附則第31項及び第32項の改正規定並びに第 2 条並びに附則第10項及び第11項の規定 平成16年 3 月 1 日

（2）附則第12項の規定 平成17年 3 月 1 日

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係る第 1 条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から附則第 5 項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第10条第10項第 4 号及び第13項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第10項第 4 号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する第 1 条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第10条第10項第 3 号の 2 及び第 4 号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新条例第10条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部若しくは一部を返還する

こと又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

- 5 新条例第10条第14項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第10条第14項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第10条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）第1条の規定による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第2項、第4項から第10項まで及び第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 附則第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第10条の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。
- 8 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第10条第10項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。
- 9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、同月1日から施行日の前日までの間に旧条例第10条の規定により支払われた退職手当は、附則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 平成16年3月1日から平成17年2月28日までの間における新条例附則第31項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 11 平成16年3月1日から平成17年2月28日までの間における第2条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第6項又は第7項において例による場合を含む。）及び同条例附則第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「第5条の2まで」とあるのは「第5条の2まで及び第6条」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第6項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下

と、同条例附則第7項中「及び第5条の2」とあるのは「第5条の2及び第6条」とする。

- 12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で愛媛県職員退職手当条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 13 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第65号

知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（退職手当の額）

第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 知事 100分の70
- (2) 副知事 100分の50
- (3) 出納長 100分の40

2 前項の在職月数は、知事等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月を超える場合は、48月）とする。

（教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、100分の40を乗じて得た額とする。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の在職月数は、教育長となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月を超える場合は、48月）とする。

附則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第66号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を次のように公布する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令(平成15年政令第408号)及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)に定めるもののほか、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行手数料)

第2条 法第3条第7項の規定による電子証明書の提供を受けようとする者は、同条第6項の規定による当該電子証明書の発行に係る電子計算機処理等(法第17条第3項第3号に規定する電子計算機処理等をいう。以下同じ。)に係る手数料(以下「発行手数料」という。)を知事に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を、指定認証機関(法第34条第1項に規定する指定認証機関であって、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。)に納入するものとする。

3 前項の規定により指定認証機関に納められた発行手数料は、当該指定認証機関の収入とする。

4 指定認証機関は、法第34条第6項の規定により発行手数料の額を定める場合においては、指定認証機関が行う法第3条第6項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の額を基礎としなければならない。

(情報提供手数料)

第3条 法第17条第4項に規定する署名検証者(以下「署名検証者」という。)は、法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供(以下「失効情報の提供」という。)及び同条第2項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供(以下「失効情報ファイルの提供」という。)を受けたときは、当該失効情報の提供及び当該失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料(以下「情報提供手数料」という。)を指定認証機関に納入しなければならない。

2 前項の規定により指定認証機関に納められた情報提供手数料は、当該指定認証機関の収入とする。

3 指定認証機関は、法第34条第6項の規定により情報提供手数料の額を定める場合においては、次に掲げる額を基礎とし、署名検証者の法第17条第1項に規定する行政機関等又は認定認証事業者等の別その他の事情を考慮しなければならない。

(1) 指定認証機関が行う失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額

(2) 指定認証機関が行う失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額

(市町村が処理する事務)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市町村が処理することとする。

(1) 第2条第1項の規定に基づく発行手数料の徴収に関する事務

(2) 第2条第2項の規定に基づく発行手数料の指定認証機関への納入に関する事務

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第67号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表6の表51の項金額の欄及び同表52の項同欄中「43,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

